

高梁市週休2日工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場における労働環境改善のため、高梁市が発注する建設工事において、週休2日工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 原則として対象期間における日曜日及び土曜日を休日として確保し、現場閉所することをいう。
- (2) 週休2日工事 週休2日を実施する工事をいう。
- (3) 対象期間 現場着手日（準備工事を除く。）から現場完成日までをいう。なお、対象期間内には、休日である日曜日及び土曜日の前後に計6日の開所日を有する連続した8日間の期間を1回以上含むものとする。
- (4) 現場閉所 現場事務所での事務的作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
- (5) 週休2日の達成 対象期間における日曜日及び土曜日の日数と等しい休日である日曜日及び土曜日の日数（発注者が認めた振替日を含む。）を確保した場合をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日工事の対象となる工事（以下「対象工事」という）は、高梁市が入札に付す全ての土木工事とする。ただし、週休2日の確保が困難であると判断される工事については、対象工事から除くものとする。

- 2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に週休2日工事の対象工事である旨を明記するものとする。
- 3 発注者は、週休2日工事の対象外の工事を発注する場合は、特記仕様書に週休2日工事の対象外である旨を明記するものとする。

(実施方法)

第4条 週休2日工事の発注方式は、契約の締結後、受注者の希望により週休2日工事を実施する受注者希望型とする。

- 2 受注者は、契約の締結後、工事着手前に、週休2日工事の実施希望の有無を発注者に工事打合簿にて報告するものとする。
- 3 受注者は、地元条件や天候等によりやむを得ず日曜日及び土曜日に作業を行う必要が生じた場合は、事前に監督員と協議を行った上で、作業を行う日曜日及び土曜日の前後2週間以内（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。）に振替日を設定するものとする。

4 第2項の規定により週休2日工事の実施を希望した受注者は、その実施に当たっては、別に定める高梁市週休2日工事特記仕様書により行うものとする。

(設計変更)

第5条 発注者は、受注者が前条第2項の規定により週休2日工事の実施希望を報告し、かつ、週休2日の達成ができた場合は、精算時に設計変更の対象とするものとする。なお、対象期間において週休2日の達成ができなかった場合についても、4週6休以上の現場閉所が確認できた場合は、その達成状況に応じて、精算時に設計変更の対象とするものとする。

(履行証明書)

第6条 発注者は、受注者が第4条第2項の規定により週休2日工事を報告し、かつ、対象期間において4週6休以上の現場閉所が確認できた上で、しゅん功検査に合格した受注者は、別に定める週休2日工事履行証明書を請求することができるものとする。

2 発注者は、前項の規定により請求があった場合は、速やかに受注者に発行するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に入札公告及び指名通知を行う工事に適用する。